

四万十町国保会計運営について（税率改定等）

平成27年3月議会全員協議会



所管課 税務課

町民環境課

はじめに

国民健康保険制度を取り巻く環境は近年極めて流動的であり、また、その財政運営については、加速する高齢化、医療費の増大、低迷する収納率などの影響を受け、全国的に非常に厳しいのが現状です。

このような状況の下、当町の国民健康保険事業特別会計においても、単年度実質収支が赤字となっており、基金からの繰入金及び法定外繰入により収支均衡を図っているのが現状です。

本来、国民健康保険は特別会計で運営されていることから、支出に見合った財源を独自に確保することが原則となります。しかし、当町における財政状況は、現在の税込額では必要な保険給付費などの支払いができない、実質的な赤字の状態となっております。

現行制度のもとでの国民健康保険事業特別会計の今後の運営について、税率改定の必要性を含め、国民健康保険運営協議会でも慎重審議を行っていただきました。

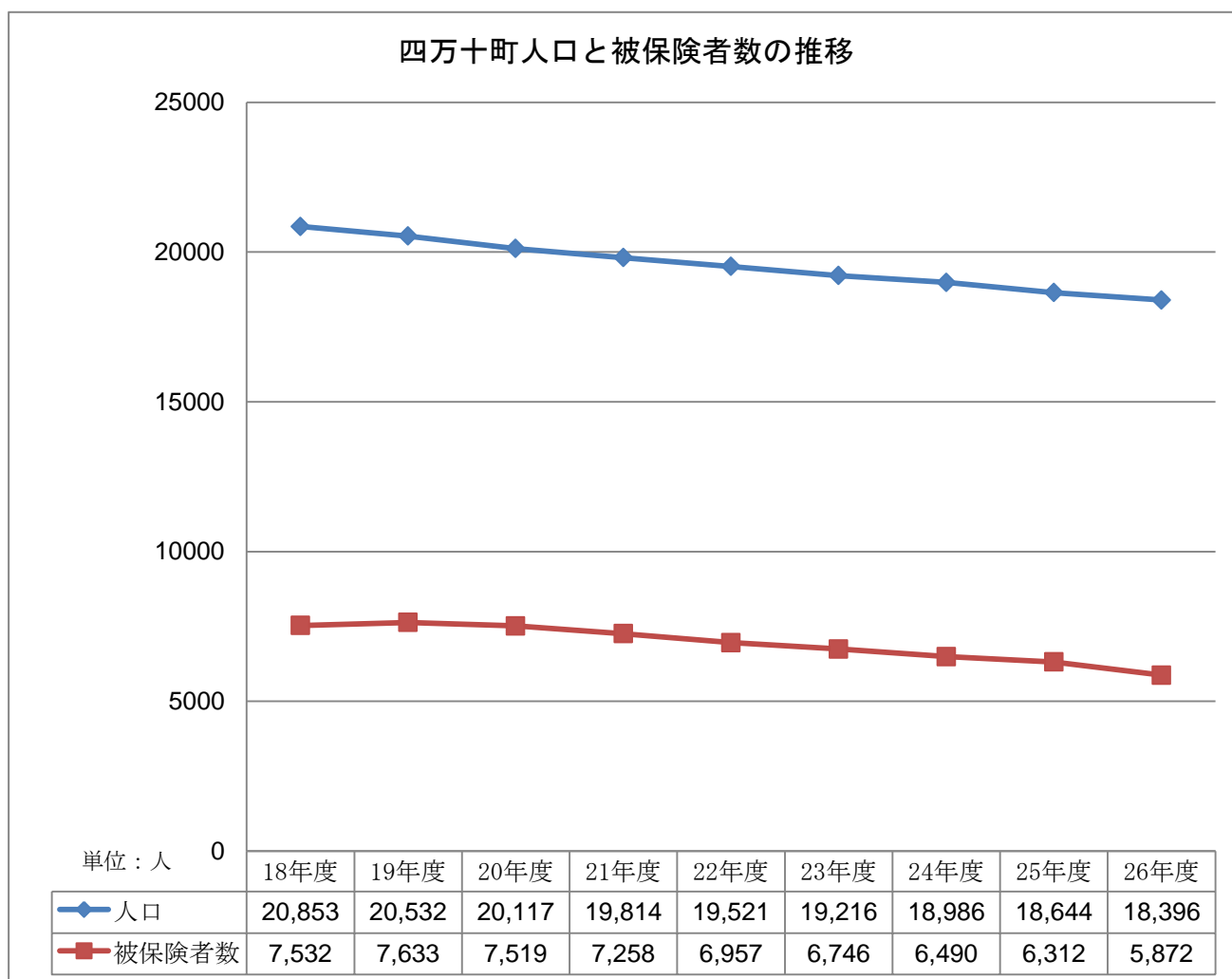
ここでは、当町の国民健康保険の財政状況を再確認しながら、健全な会計運営を行うための対策を検討していく必要があることについてご説明いたします。

1 被保険者数の推移

当町の人口の推移について、下のグラフをみると、平成18年度末20,853人だった人口は平成27年1月31日現在18,396人となり、この間約12%減少しました。

一方、国民健康保険における被保険者数(老人保健制度対象者を除く。)についても、平成18年度と比較すると現在まで減少傾向にあり、人口減よりも被保険者数の減少は顕著となっています。高齢化による後期高齢者医療への加入者数が多くなっていることが大きな要因となっています。

これらのことから、今後についても、人口の減少とともに被保険者数は減少していくことが予測されます。



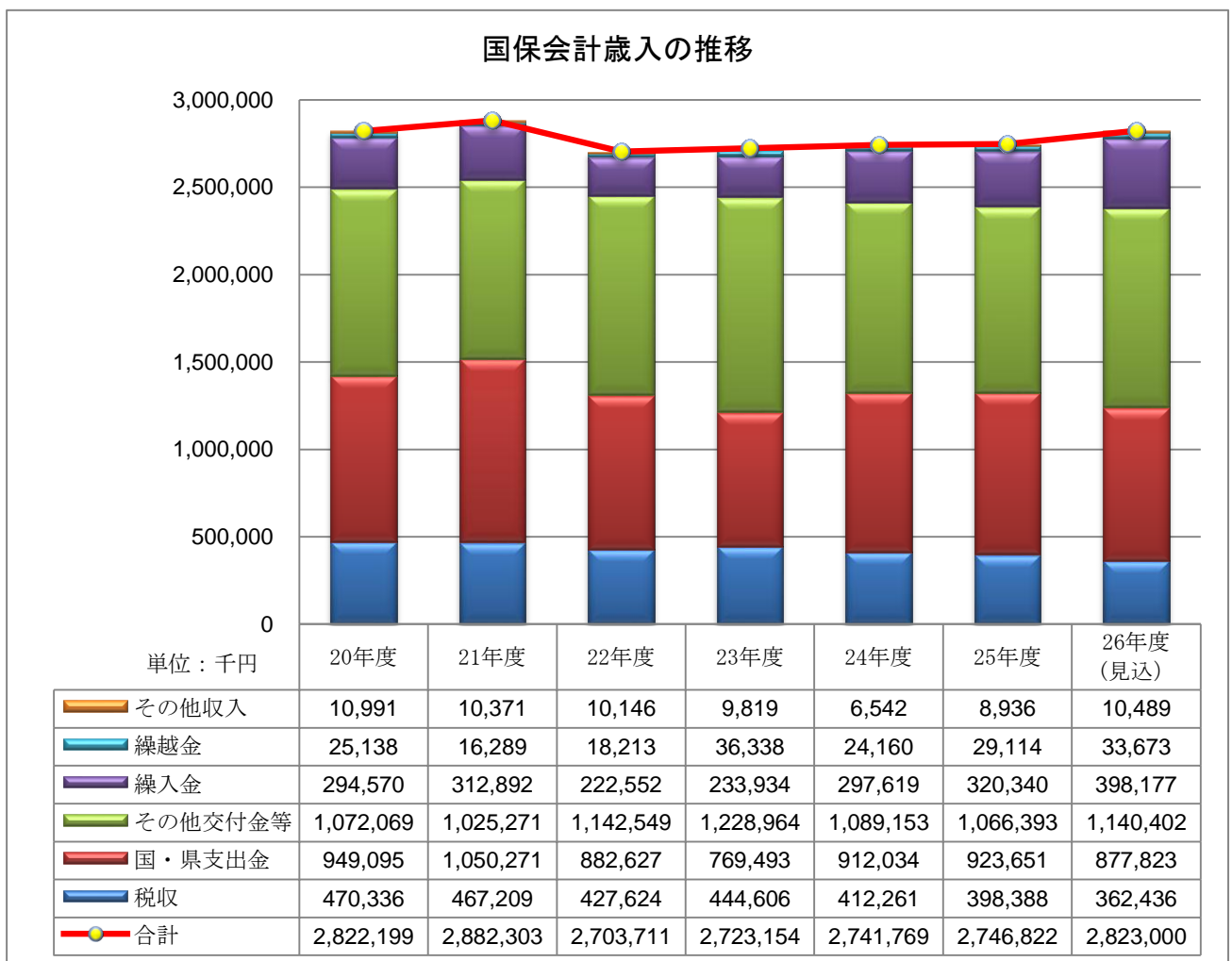
※ 人口については、各年度末の人数である。ただし、26年度は平成27年1月31日現在の人数である。

※ 被保険者については、年度の平均人数である。ただし、26年度は平成27年1月31日現在の人数である。

2 歳入の状況

国民健康保険は特別会計を編成しており、歳入(収入)は、国民健康保険税による税込、国や県からの支出金、社会保険診療報酬支払基金からの交付金、町一般会計からの繰入金などにより構成されております。

下のグラフのとおり歳入総額は、ほぼ同様な額で推移していますが、内訳をみると、税込については被保険者数の減少に伴い減収となっております。国・県支出金については、医療費に係る保険者負担額に対し定率が補助される負担金の占める割合が大きく、医療費の増減とともに推移しています。また、その他交付金等が増加しておりますが、前期高齢者医療に対する交付金や高額医療費共同事業に対する交付金などであり、制度改正等を要因に増加したものです。また、平成23年度からは法定外の繰り入れを一定額加えた措置により、歳出額(支出額)を賄ってきております。



※ 各年度決算額である。ただし、平成26年度は3月補正後見込額である。

※ 算出に当たっては端数処理をしているため、合計額が実際の決算額と異なることがある(以下同じ)。

3 国保税収納率等

収納率(現年度分)の推移を見ると、平成25年度は94.58%となっており、平成18年度の92.24%から年々増加傾向にあり、未納額については、平成18年度以降減少しています。国民健康保険制度は、互助制度であり課税、納付の公平性が求められており、職員が地方税法等の規定に基づき毅然とした態度で滞納者に対応することで、滞納者の意識が変わってきたことが大きな要因だと考えます。

しかし、国民健康保険の加入者は、経済的に大変な方が多くいるのが現状であり、減免措置や分割納付など状況に応じた対応も必要となっています。

年度別の収納状況等

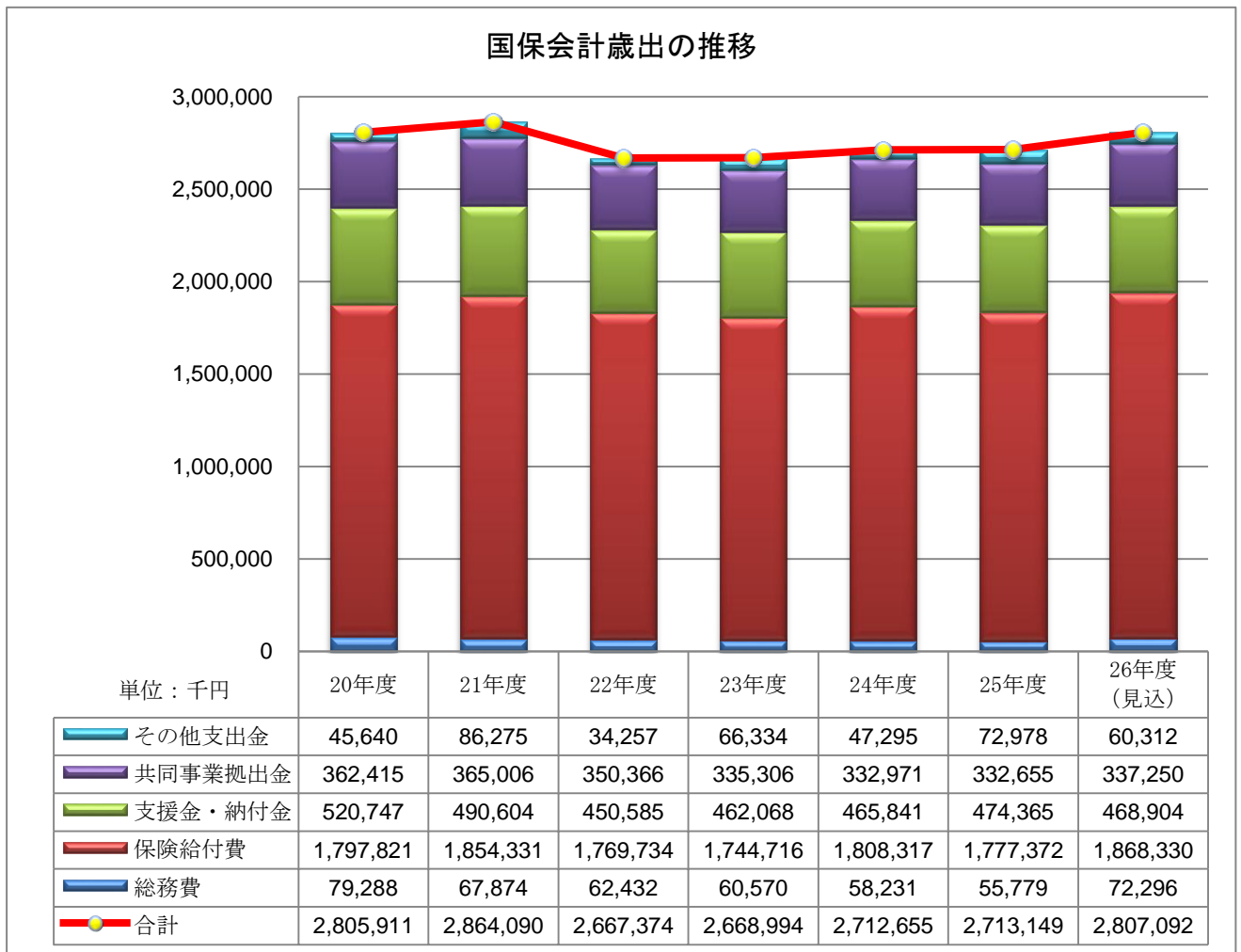
年度	区分等		調定額 (居所不明者分含む)	収納額	未収額	不能欠損額	収納率	
25年度	一般	現年分	360,265,584	340,650,275	19,615,309	0	94.58%	
		滞納繰越	52,788,231	25,272,329	24,326,986	3,188,916	48.22%	
		小計	413,053,815	365,922,604	43,942,295	3,188,916	88.69%	
	退職	現年分	30,761,616	29,953,875	596,041	211,700	97.37%	
		滞納繰越	2,443,852	1,745,735	662,513	35,604	71.43%	
		小計	33,205,468	31,699,610	1,258,554	247,304	95.47%	
	合計		446,259,283	397,622,214	45,200,849	3,436,220	89.20%	
	24年度	一般	現年分	373,781,532	350,644,625	23,133,107	3,800	93.85%
			滞納繰越	63,718,428	25,513,338	31,762,992	6,442,098	40.31%
小計			437,499,960	376,157,963	54,896,099	6,445,898	86.09%	
退職		現年分	35,519,868	34,460,532	1,059,336	0	97.02%	
		滞納繰越	2,326,602	946,597	1,201,640	178,365	40.69%	
		小計	37,846,470	35,407,129	2,260,976	178,365	93.55%	
合計		475,346,430	411,565,092	57,157,075	6,624,263	86.69%		
23年度		一般	現年分	401,356,594	375,120,526	26,123,868	112,200	93.51%
			滞納繰越	76,877,482	26,836,917	39,108,795	10,931,770	35.04%
	小計		478,234,076	401,957,443	65,232,663	11,043,970	84.13%	
	退職	現年分	42,324,943	40,991,626	1,333,317	0	96.85%	
		滞納繰越	2,552,351	1,152,594	763,311	636,446	45.16%	
		小計	44,877,294	42,144,220	2,096,628	636,446	93.91%	
	合計		523,111,370	444,101,663	67,329,291	11,680,416	84.97%	

22年度	一般	現年分	385,765,360	359,297,976	26,467,384	0	93.19%
		滞納繰越	90,296,328	30,961,433	51,113,183	8,221,712	34.59%
		小計	476,061,688	390,259,409	77,580,567	8,221,712	82.15%
	退職	現年分	35,782,640	34,738,474	1,044,166	0	97.08%
		滞納繰越	4,021,437	2,129,517	1,718,084	173,836	52.95%
		小計	39,804,077	36,867,991	2,762,250	173,836	92.62%
合計		515,865,765	427,127,400	80,342,817	8,395,548	82.96%	
21年度	一般	現年分	427,460,237	396,994,775	30,455,062	10,400	92.92%
		滞納繰越	93,552,386	25,908,220	61,639,533	6,004,633	27.94%
		小計	521,012,623	422,902,995	92,094,595	6,015,033	81.33%
	退職	現年分	43,050,863	41,411,668	1,639,195	0	96.19%
		滞納繰越	4,292,560	1,902,929	2,361,811	27,820	44.33%
		小計	47,343,423	43,314,597	4,001,006	27,820	91.49%
合計		568,356,046	466,217,592	96,095,601	6,042,853	82.18%	
20年度	一般	現年分	423,340,974	394,574,283	28,766,691	0	93.25%
		滞納繰越	105,613,390	29,076,091	76,537,299	0	27.75%
		小計	528,954,364	423,650,374	105,303,990	0	80.25%
	退職	現年分	45,551,326	43,804,567	1,746,759	0	96.17%
		滞納繰越	5,409,579	2,881,363	2,528,216	0	53.26%
		小計	50,960,905	46,685,930	4,274,975	0	91.61%
合計		579,915,269	470,336,304	109,578,965	0	81.25%	
19年度	一般	現年分	474,682,314	439,494,048	35,188,266	0	92.64%
		滞納繰越	112,941,209	33,931,484	79,009,725	0	30.77%
		小計	587,623,523	473,425,532	114,197,991	0	80.98%
	退職	現年分	116,441,615	112,978,101	3,463,514	0	97.03%
		滞納繰越	3,450,471	1,714,195	1,736,276	0	49.68%
		小計	119,892,086	114,692,296	5,199,790	0	95.66%
合計		707,515,609	588,117,828	119,397,781	0	83.48%	
18年度	一般	現年分	483,841,925	445,978,653	37,863,272	0	92.24%
		滞納繰越	109,386,615	25,233,224	84,153,391	0	23.57%
		小計	593,228,540	471,211,877	122,016,663	0	79.79%
	退職	現年分	103,209,946	100,789,266	2,420,680	0	97.65%
		滞納繰越	3,035,488	1,987,416	1,048,072	0	65.47%
		小計	106,245,434	102,776,682	3,468,752	0	96.74%
合計		699,473,974	573,988,559	125,485,415	0	82.38%	

4 歳出の状況

歳出については、医療費から被保険者自身が負担する一部負担金を控除した保険者負担分としての保険給付費が最も大きく、各年度歳出総額の約2/3を占めています。その他、後期高齢者医療制度への支援金、介護保険制度への納付金、高額医療費共同事業への拠出金などの各種支援金等についても年齢階層別などの保険者の医療費の負担があります。

歳出総額は、下のグラフのとおり平成22年度に減少しましたが年々増加傾向にあり、保険給付費についても被保険者数は減少しておりますが、一人当たりの額は約30%増加しており、総額としましても横ばいか増加傾向にあります。国では、医療費を抑制するため、診療報酬の抑制や負担割合の改定などを行ってきました。現状では、医療費の増加を食い止めるのは難しいことですが、町としても対策を検討していく必要があります。



※ 各年度決算額である。ただし、平成26年度は3月補正後見込額である。

5 決算状況

平成22年度から平成26年度(見込)の四万十町国民健康保険事業特別会計の決算状況は下記のとおりとなっており、形式収支は基金の取崩し等により黒字となっていますが、単年度実質収支は赤字となっています。

国保会計運営の基本では、定率国庫負担金・国・県の調整交付金と20年度より創設された前期高齢者交付金で50%、その他、基盤安定制度、財政安定化支援事業、高額医療事業に対する国・県の補助、残りを保険税で運営される制度となっており、この単年度実質収支不足額は国保税の不足額ということになります。

四万十町国民健康保険事業特別会計決算の推移

		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度 (見込)	
歳入	国 保 税	427,624	444,606	412,261	398,388	362,436	
	国・県支出金	882,627	769,493	912,033	923,651	877,823	
	その他交付金等	1,142,549	1,228,964	1,089,153	1,066,393	1,140,402	
	繰入金	市町村補助金	192,552	187,865	185,270	180,340	206,239
		法定外繰入	0	46,069	52,349	70,000	40,000
		基金等	30,000	0	60,000	70,000	151,938
	繰越金	18,213	36,338	24,160	29,113	33,673	
	その他収入	9,819	9,819	6,543	8,937	10,489	
合計 (A)	2,703,711	2,723,154	2,741,769	2,746,822	2,823,000		
歳出	総務費	62,432	60,570	58,232	55,779	72,296	
	保険給付費	1,769,734	1,744,716	1,808,317	1,777,372	1,868,330	
	支援金等	450,585	462,068	465,841	474,365	468,904	
	共同事業拠出金	350,366	335,306	332,971	332,655	337,250	
	その他支出金	34,257	66,334	47,295	72,978	60,312	
	合計 (B)	2,667,374	2,668,994	2,712,656	2,713,149	2,807,092	
形式収支 (A - B)		36,337	54,160	29,113	33,673	15,908	
繰越金		18,213	36,338	24,160	29,113	—	
基金繰入金		30,000	0	60,000	70,000	151,938	
法定外繰入額		0	46,069	52,349	70,000	40,000	
翌年度分精算交付額		23,863	0	0	0	—	
過年度分精算交付額		21,104	23,863	0	0	—	
翌年度分精算還付額		44,602	20,437	46,782	31,062	—	
過年度分精算還付額		13,625	44,663	20,437	46,838	—	
単年度実質収支 (※)		▲40,094	▲27,884	▲133,741	▲119,664	—	

※単年度実質収支は

形式収支－繰越金－基金繰入金－法定外繰入＋翌年度分精算交付額－過年度分精算交付額－翌年度分精算還付額
＋過年度分精算還付額 で算出

※平成26年度については翌年度精算還付額等不明の為、単年度実質収支は記載しておりません。

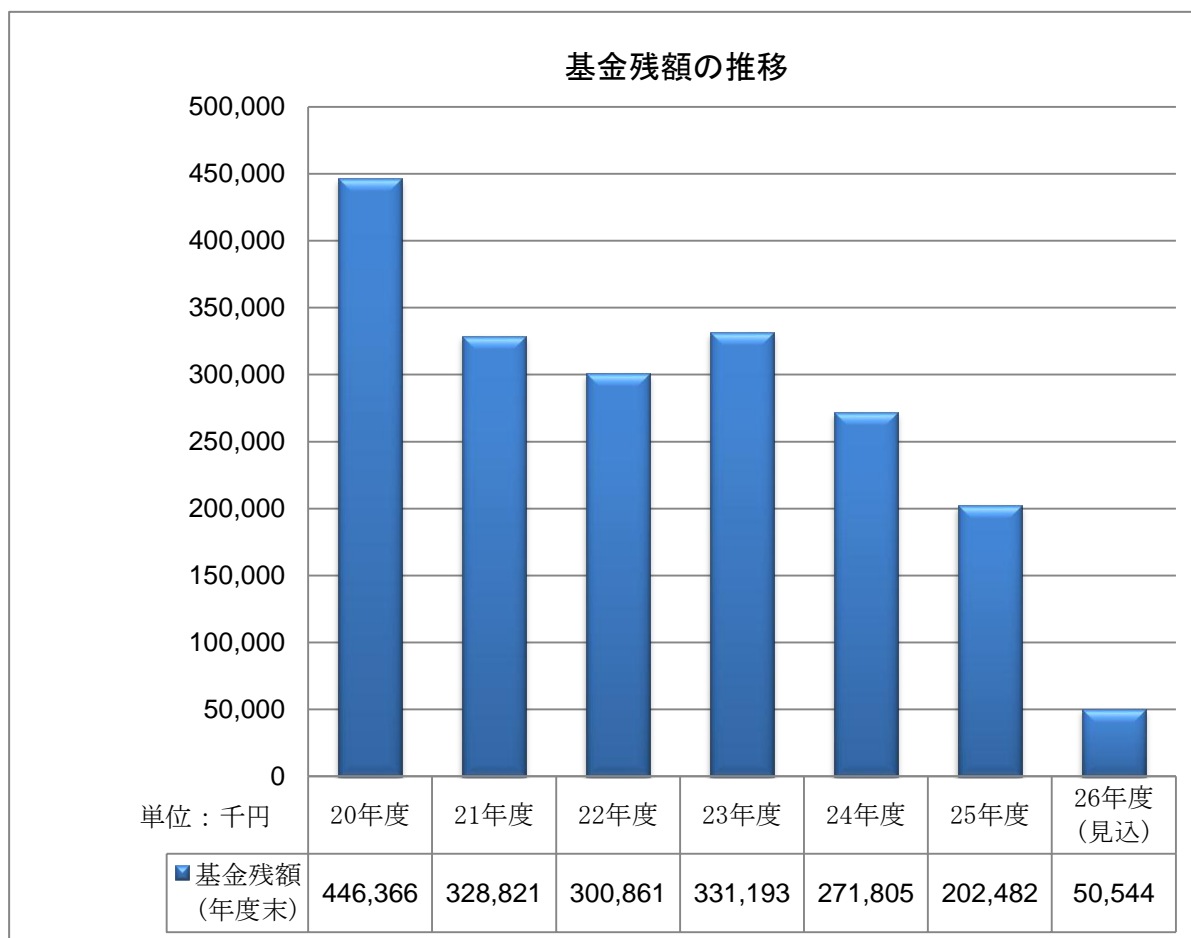
6 基金の状況

国民健康保険特別会計には、財源不足に充てるなど財政の円滑な運営を図ることを目的に積立てられている国民健康保険財政調整基金があります。

この基金における残高の推移は下のグラフのとおりであり、平成23年度は増加したものの、年々減少していることがわかります。

基金は平成23年度から実施している一般会計からの法定外繰入金とあわせて財源不足に充てられることから、この基金残高が少なくなると、結果として、財源不足に対応できない状況になります。

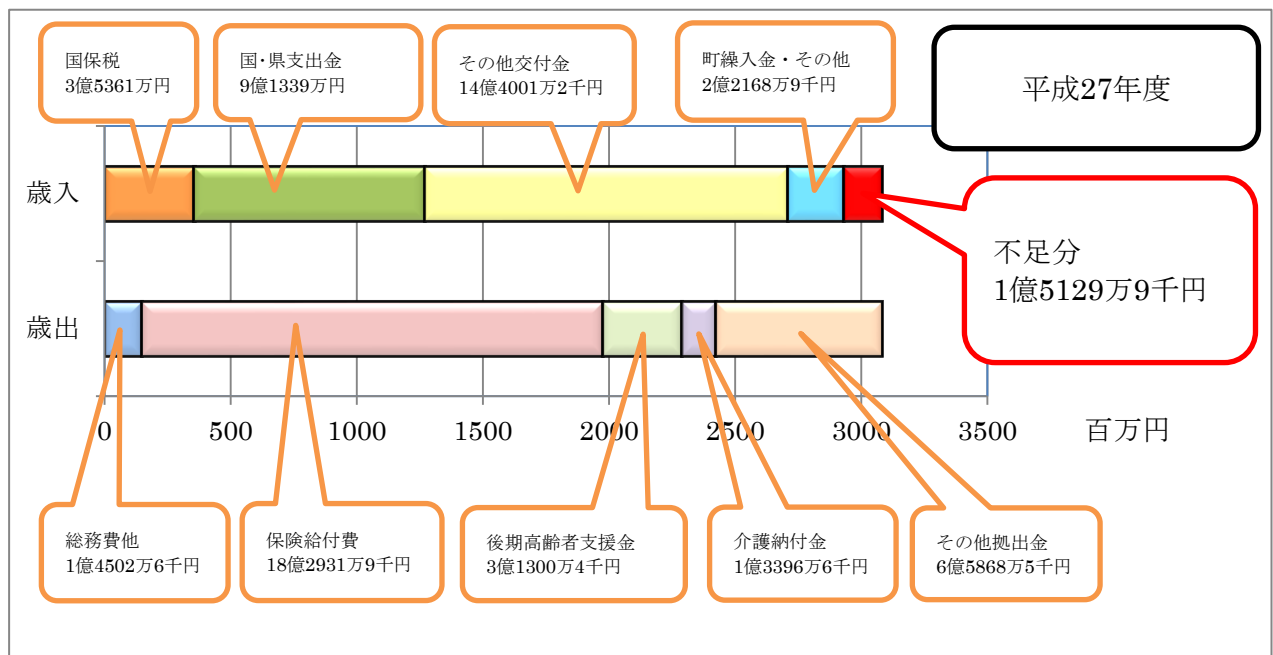
これらのことから、安定した財政運営のためには、基金として毎年度一定額を確保することが必要となります。平成23年度末には約3億3千万円の残高がありましたが、平成26年度決算見込においては、約1億5千万円を取崩し対応する予定であり、26年度末で約5千万円程度となる見込みとなっています。



7 必要な財源の確保

これまで国保税改定については、介護分を除いて平成 18 年の合併以来改定を行わず、財政調整基金の取り崩しや一般会計からの法定外繰入を行い、財源不足を補ってきました。しかし、基金の残額も残り少なくなり、必要な財源を確保することが非常に厳しい現状となっており、国保税率の改定を行うことが必要となっています。

下記に平成 27 年度の見込み（現行の税率での試算）を図にしましたが、不足分の内、一般会計からの法定外繰入分及び基金取り崩し分を除いた残りを国保税の改定により対応したいと考えております。



平成 27 年度

(不足額)	(一般会計法定外繰入)	(基金取崩額)	(税率改定による交付金増額分)	(税不足分)
<u>1 億 5,129 万 9 千円</u>	- 8,550 万円	- 1,062 万 3 千円	- 1,316 万 7 千円	= 4,200 万 9 千円

8 平成 27 年度当初予算について

先に述べたとおり、平成 26 年度決算見込みでは基金を約 1 億 5 千万円取崩して収支均衡を図ることとなっており、平成 26 年度末の基金残額は約 5 千万円となる見込みとなっています。平成 27 年度においては、国保税率を改定しなかった場合は、基金は底をつき 6 千万円を超える不足額が生じます。このために、税率改定について検討してまいりましたが、急激な負担増を抑制するために法定外繰入を 4,550 万円増額して 8,550 万円、また、基金を 1,062 万 3 千円取崩して、なお不足する分を税率改定により負担をお願いしまして収支均衡を図ることとなります。平成 27 年度末の基金残額は約 3,992 万 1 千円となる見込みとなっています。

平成 27 年度四万十町国民健康保険事業特別会計予算（案）

		税率改定前	税率改定後	差額	
歳入	国 保 税	353,610,000	395,619,000	42,009,000	
	国 庫 支 出 金	752,930,000	752,930,000	0	
	県 支 出 金	160,460,000	160,460,000	0	
	退職者療養給付費交付金	125,042,000	125,042,000	0	
	前期高齢者交付金	652,576,000	652,576,000	0	
	共同安定化事業交付金	662,394,000	662,394,000	0	
	繰入金	市町村補助金	204,648,000	217,815,000	13,167,000
		法定外繰入金	40,000,000	85,500,000	0
		基金繰入金	50,544,000	10,623,000	39,921,000
	繰越金	10,001,000	10,001,000	0	
	その他の収入	7,040,000	7,040,000	0	
合計	3,019,245,000	3,080,000,000	0		
歳出	総 務 費	71,012,000	71,012,000	0	
	保 険 給 付 費	1,829,319,000	1,829,319,000	0	
	後期高齢者支援金	313,004,000	313,004,000	0	
	老人保健拠出金	130,000	130,000	0	
	前期高齢者納付金	156,000	156,000	0	
	介護納付金	133,966,000	133,966,000	0	
	共同事業拠出金	658,399,000	658,399,000	0	
	保健事業費	22,700,000	22,700,000	0	
	その他	51,314,000	51,314,000	0	
	合計	3,080,000,000	3,080,000,000	0	
単年度収支過不足額		▲60,755,000	0		
平成 27 年度末基金残額		0	39,921,000	—	

※税率改定前の試算で見ますと平成 27 年度末で▲60,755,000 円となるため、なんらかの財源をねん出する必要があります。

9 国保税の改正内容について

本来は、単年度実質収支の赤字分を国保税で補うことが基本となっていますが、被保険者の急激な負担増を避けるため、次のことを基本にして見直しを行いました。

- ①被保険者の急激な負担を抑えるため、一般財源の繰り入れを増額することで平成 27 年度の税負担増額分を 4,200 万円とする。
- ②所得に応じて負担を求める「応能割」と、受益の大きさ（世帯内の被保険者数や世帯単位）で負担を求める「応益割」の負担割合は、地方税法に規定する標準割（50 対 50）に近づけた負担とする。

（1）平成 27 年度国保税額(案)

現状：(平成 26 年度)

区分	所得割	均等割	平等割
医療分	7.1%	12,500	15,800
後期分	3.3%	5,000	6,300
介護分	2.6%	8,000	5,000

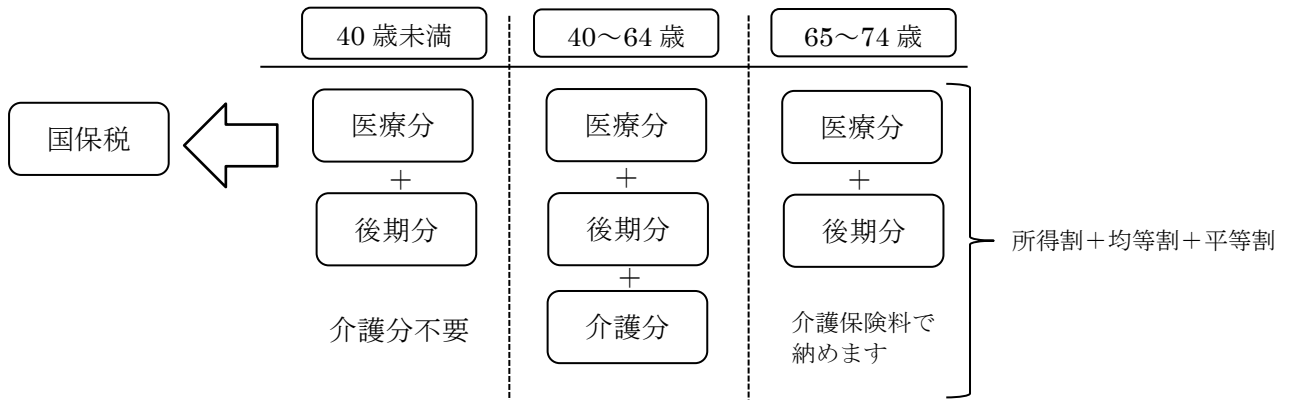
改正(案)：(平成 27 年度～)

区分	所得割	均等割	平等割
医療分	7.9%	16,000	19,800
後期分	3.4%	6,400	7,000
介護分	2.7%	8,000	5,000

比較（増加分）

区分	所得割	均等割	平等割
医療分	0.8%	3,500	4,000
後期分	0.1%	1,400	700
介護分	0.1%	0	0

※ 国保税は以下のとおり決まり、世帯主が納付します。



・内訳①

医療分：被保険者の方が受けられた医療費に充てられます。（対象：全被保険者）

後期分：後期高齢者医療制度の支援に充てられます。（対象：全被保険者）

介護分：介護保険料分として納めていただきます。（対象：40歳～64歳の被保険者）

・内訳②

所得割：被保険者全員の所得額を基に算出します。

均等割：世帯の被保険者数で算出します。

平等割：1世帯当たりで算出します。

(2) 応能割・応益割の割合

国保税は、所得に応じて負担を求める応能割（所得割）と、受益の大きさに相応した負担を求める応益割（均等割・平等割）で構成されています。

応能割・応益割の構成割合は、50対50を標準割合としています。また、応益割の構成については、均等割35：平等割15が標準となっています。なお、この構成割合については、各自治体の実情に応じて適宜変更できます。（地方税法703条の4）

今回の税額改正にあたっては、応能・応益の負担割合は標準に近づけます。また、応益内の割合については、現状から標準にすると子育て世帯などへの負担が急激に高くなってしまいます。そのため、世帯員の多い世帯への急激な負担増を回避するため、全体で負担するように調整します。

○標準割合

応能	応益	
所得割	均等割	平等割
50%	35%	15%

平成26年度 応能応益割合（%）

区分	所得割	均等割	平等割
医療分	53.9	27.1	19.0
後期分	56.2	25.7	18.1
介護分	47.7	34.6	17.7



平成27年度 能応益割合（%）

区分	所得割	均等割	平等割
医療分	50.5	29.2	20.3
後期分	52.2	29.6	18.2
介護分	50.9	32.4	16.7

(3) 新旧税額による負担額の比較

H26年度及びH27年度の新旧税額で1人あたり、1世帯あたりの賦課額を比較すると次のとおりとなります。

①1人あたりの賦課額比較

（単位：円）

	医療	後期	介護	計	H24 高知県
H26(旧)	39,002	16,588	18,995	74,585	(参考)
H27(新)	46,685	18,189	20,466	85,340	82,561
差額	7,683	1,601	1,471	10,755	

②1世帯あたりの賦課額比較

（単位：円）

	医療	後期	介護	計	H24 高知県
H26(旧)	65,153	27,711	23,465	116,329	(参考)
H27(新)	75,050	29,880	25,074	130,004	139,851
差額	9,897	2,169	1,609	13,675	

H26、H27：H26.8時点の国保資格者で試算（国保税試算システム）

H24 高知県：高知県の国民健康保険の状況（ホームページ）を参照

(4) 低所得者等への軽減額の比較

低所得者への負担軽減として、世帯の総所得に基づき「均等割」と「平等割」が軽減されます。平成27年度の軽減後の内容は、次のとおりとなります。

項目	区分	軽減なし		7割		5割		2割	
		H26	H27	H26	H27	H26	H27	H26	H27
医療	均等割	12,500	16,000	3,750	4,800	6,250	8,000	10,000	12,800
	平等割	15,800	19,800	4,740	5,940	7,900	9,900	12,640	15,840
支援	均等割	5,000	6,400	1,500	1,920	2,500	3,200	4,000	5,120
	平等割	6,300	7,000	1,890	2,100	3,150	3,500	5,040	5,600
介護	均等割	8,000	変更なし	2,400	変更なし	4,000	変更なし	6,400	変更なし
	平等割	5,000	変更なし	1,500	変更なし	2,500	変更なし	4,000	変更なし

軽減は、世帯の総所得が次の所得以下の世帯が該当します。

7割 (33万円) 以下の世帯

5割 (33万円 + $24.5万円(※) \times 被保険者数$) 以下の世帯 【※H27改正 26万円】

2割 (33万円 + $45万円(※) \times 被保険者数$) 以下の世帯 【※H27改正 47万円】

※判定される所得は、専従者控除前、譲渡の特別控除前の所得です。

65歳以上は、公的年金から15万円を控除して判定します。

(5) 所得等階層別税額比較

例1) 1人世帯で7割軽減対象(所得33万以下)の場合

	平成26年度	平成27年度	増加額
医療分	8,400円	10,700円	2,300円
支援分	3,300円	4,000円	700円
介護分	3,900円	3,900円	0円
合計	15,600円	18,600円	3,000円

例2) 1人世帯で5割軽減対象(所得57.5万以下)の場合

	平成26年度	平成27年度	増加額
医療分	31,500円 所得割 17,395 均等割 6,250 平等割 7,900	37,200円 所得割 19,335 均等割 8,000 平等割 9,900	5,700円
支援分	13,700円 所得割 8,085 均等割 2,500 平等割 3,150	16,600円 所得割 8,330 均等割 3,200 平等割 3,500	1,300円
介護分	12,800円 所得割 6,370 均等割 4,000 平等割 2,500	13,100円 所得割 6,615 均等割 4,000 平等割 2,500	300円
合計	58,000円	65,300円	7,300円

例3) 1人世帯で2割軽減対象(所得78万円)世帯の場合

	平成26年度	平成27年度	増加額
医療分	54,500円 所得割31,950均等割10,000平等割12,640	64,100円 所得割35,550均等割12,800平等割15,840	9,600円
支援分	23,800円 所得割14,850均等割4,000平等割5,040	26,000円 所得割15,300均等割5,120平等割5,600	2,200円
介護分	22,100円 所得割11,700均等割6,400平等割4,000	22,500円 所得割12,150均等割6,400平等割4,000	400円
合計	100,400円	112,600円	12,200円

例4) 2人世帯で7割軽減(所得33万以下)の世帯の場合

	平成26年度	平成27年度	増加額
医療分	12,200円	15,500円	3,300円
支援分	4,800円	5,900円	1,100円
介護分	6,300円	6,300円	0円
合計	23,300円	27,700円	4,400円

例5) 2人世帯で5割軽減(所得82万)の世帯の場合

	平成26年度	平成27年度	増加額
医療分	55,100円 所得割34,790均等割12,500平等割7,900	64,600円 所得割38,710均等割16,000平等割9,900	9,500円
支援分	24,300円 所得割16,170均等割5,000平等割3,150	26,500円 所得割16,660均等割6,400平等割3,500	2,200円
介護分	23,200円 所得割12,740均等割8,000平等割2,500	23,700円 所得割13,230均等割8,000平等割2,500	500円
合計	102,600円	114,800円	12,200円

例6) 2人世帯で2割軽減(所得123万)の世帯の場合

	平成26年度	平成27年度	増加額
医療分	96,500円 所得割63,900均等割20,000平等割12,640	112,500円 所得割71,100均等割25,600平等割15,840	16,000円
支援分	42,700円 所得割29,700均等割8,000平等割5,040	46,400円 所得割30,600均等割10,240平等割5,600	3,700円
介護分	40,200円 所得割23,400均等割12,800平等割4,000	41,100円 所得割24,300均等割12,800平等割4,000	900円
合計	179,400円	200,000円	20,600円

例7) 親子4人世帯の場合

【夫40才(所得333万円)、妻39才(所得83万円)、子①15才、子②10才】

	平成26年度	平成27年度	増加額
医療分	314,300円 所得割248,500円 均等割50,000円 平等割15,800円	360,300円 所得割276,500円 均等割64,000円 平等割19,800円	46,000円
支援分	141,800円 所得割115,500円 均等割20,000円 平等割6,300円	151,600円 所得割119,000円 均等割25,600円 平等割7,000円	9,800円
介護分	91,000円 所得割78,000円 均等割8,000円 平等割5,000円	94,000円 所得割81,000円 均等割8,000円 平等割5,000円	3,000円
合計	547,100円	605,900円	58,800円

(上記の国保税の計算例：H27年度)

○所得割対象額（医療分・支援分=3,500,000円、介護分=3,000,000円）

夫（3,330,000円－330,000円=3,000,000円）

妻（830,000円－330,000円=500,000円）

(A) 医療分[対象4人：①+②+③=360,300円]

①所得割 3,500,000円×7.9% = 276,500円

②均等割 16,000円×4人 = 64,000円

③平等割 19,800円×1世帯 = 19,800円

(B) 支援分[対象4人：①+②+③=151,600円]

①所得割 3,500,000円×3.4% = 119,000円

②均等割 6,400円×4人 = 25,600円

③平等割 7,000円×1世帯 = 7,000円

(C) 介護分[対象1人（夫のみ）：①+②+③=94,000円]

①所得割 3,000,000円×2.7% = 81,000円

②均等割 8,000円×1人 = 8,000円

③平等割 5,000円×1世帯 = 5,000円

国保税（H27年度分）＝（A）＋（B）＋（C）＝605,900円

例8) 年金受給者で2人世帯

【夫67才(年金所得153万円)、妻64才(所得0円)】

	平成26年度	平成27年度	増加額
医療分	126,000円 所得割85,200円 均等割25,000円 平等割15,800円	146,600円 所得割94,800円 均等割32,000円 平等割19,800円	20,600円
支援分	55,900円 所得割39,600円 均等割10,000円 平等割6,300円	60,600円 所得割40,800円 均等割12,800円 平等割7,000円	4,700円
介護分	13,000円 所得割0円 均等割8,000円 平等割5,000円	13,000円 所得割0円 均等割8,000円 平等割5,000円	0円
合計	194,900円	220,200円	25,300円

(上記の国保税の計算例：H27年度)

○所得割対象額(医療分・支援分=1,200,000円、介護分=0円)

夫(1,530,000円-330,000円=1,200,000円)

妻(0円-330,000円=0円)

(A) 医療分[対象2人：①+②+③=146,600円]

①所得割 1,200,000円×7.9% = 94,800円

②均等割 16,000円×2人 = 32,000円

③平等割 19,800円×1世帯 = 19,800円

(B) 支援分[対象2人：①+②+③=60,600円]

①所得割 1,200,000円×3.4% = 40,800円

②均等割 6,400円×2人 = 12,800円

③平等割 7,000円×1世帯 = 7,000円

(C) 介護分[対象1人(妻のみ)：①+②+③=13,000円]

①所得割 0円×2.7% = 0円

②均等割 8,000円×1人 = 8,000円

③平等割 5,000円×1世帯 = 5,000円

国保税(H27年度分) = (A) + (B) + (C) = 220,200円

(参考資料)

世帯構成 上位からの所得階層別 税額の比較

県内市町村の国保税(料)の状況

10 今後の必要な対策

当町の国民健康保険における財政状況等をみると、財政調整基金に依存した財政運営となっていることがわかります。国民健康保険特別会計については、これらの現状から脱却し将来にわたって健全な財政運営を目指さなければなりません。そのため、増加を続ける医療費についての対策も必要となります。

町では、これまで様々な取り組みを実施してきました。その結果改善した点もみられますが、更なる対策として、次のことを検討・実施していきます。

(1) 収納率の向上対策

悪質な滞納者については、税務課収納職員により財産調査を行い、財産の差押えを実施し、収納率の向上に努めてきました。その結果、収納率の向上、滞納額の減少を実現することができましたが、今後も、より一層収納率向上のための対策を検討・実施していきます。

(2) 納付促進対策

被保険者は所得・受益に応じた税負担をすることとなりますが、滞納者は税を負担しないため、被保険者間における不平等が生じることとなります。現在、滞納者に対しては、納税を促すこと及び不平等を是正することを目的に、資格証明書及び短期保険証の発行などの措置等をとっております。今後についても、短期保険証の該当要件を厳格化し、滞納者との折衝機会を増加させるなど、滞納者に対する対策を検討・実施していきます。

(3) 医療費適正化（抑制）対策

年々増加する医療費は社会的な問題となっており、これに伴う保険給付費の増加は、国民健康保険財政を逼迫させる主要な要因であることは言うまでもありません。このため、医療費の抑制を目指し、平成20年度からは疾病の予防に重点を置いた特定健診がスタートしましたが、受診率は横ばい傾向となっています。受診率向上に向けて未受診者への勧奨等に努めます。

また、ジェネリック医薬品の普及のため、平成22年度からジェネリック医薬品の利用促進に関する通知を送付しています。この通知の結果、これまでに約3,300万円の医療費が減少しました。今後は、特定健診受診率向上対策を講じるとともに、ジェネリック医薬品利用促進通知を継続することにより、医療費の適正化に取り組めます。

11 まとめ

国保税率改定につきましては、平成 26 年 12 月の国保運営協議会にお諮りした内容で、これまで議会全員協議会での説明及び意見公募手続き条例に基づく意見公募を行ってまいりました。

しかし、約 20 パーセントもの税額の引き上げは、住民生活に与える影響が大きいため収納率の低下や資格者証発行の増加につながることも懸念されます。

平成 26 年度予算ベースで財政調整基金の残高が 5,000 万円となる見込みであることから、今後の国保特別会計の維持運営を図るためには、基準外繰入の増額と国保税率の改定を併せて行っていく必要があるという結論に達しました。

このため、これまで行ってきた 4,000 万円の基準外繰入に、地方消費税交付金の増額分のうち社会保障関連充当分の 4,550 万円を加えた 8,550 万円を基準外の繰入として措置し、平成 30 年度の大幅な制度改正を見据え、平成 29 年度まで国保会計に繰り入れることとして見直しを行ないました。

一方、国保税率でございますが、国保会計の不足分につきましては被保険者による受益者負担の原則から、先に述べたように一定の税額改定による負担増を求めようとするものでございます。

被保険者負担をできるだけ軽減した国保税率改定にご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。